

# 産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る一般競争契約入札心得

## （趣旨）

第1条 この心得は、産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託契約について、静岡県が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## （入札参加資格の確認）

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## （入札保証金）

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

## （入札保証金に代わる担保）

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

## （入札保証保険証券の提出）

第5条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

## （入札保証金の返還）

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

## （入札の基本的事項）

第7条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

## （入札の辞退）

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、様式第1号による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (入札)

第9条 入札書及び内訳書は、様式第2号及び様式第3号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札書は、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載し、入札事務を執行する機関の長あての親展で提出しなければならない。

3 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式第4号により委任状を持参させなければならない。

5 第1項の規定について、電送を認めない。

#### (入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

#### (開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

#### (入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 内訳書を提出しない入札
- (6) 内訳書に記載された下水汚泥1トン当たりの収集運搬業務の金額（消費税抜き）と処分業務の金額（消費税抜き）の合計に予定数量を掛けた金額が、入札書の入札金額と一致しない入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (11) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (12) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一事項の入札について2人以上の代理人をした者の入札
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

### (落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っていない場合はこの限りでない。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第10号から第14号までの一に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

### (再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

### (入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

### (契約の締結)

第18条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、業務の内容ごとに様式第5号、様式第6号、様式第7号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

### (契約の確定)

第19条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

### (契約保証金)

第20条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

### (契約保証金に代わる担保)

第21条 第4条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

### (異議の申立て)

第22条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 附 則

この心得は、平成29年11月28日から施行する。

